

## 利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に損なわれることを防止するため、「利益相反のおそれのある取引」に関する管理方針を定め、適切な業務運営に努めてまいります。

### 1. 利益相反管理の対象

この方針の管理対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社および当社の役員もしくは使用人の他、当社と人的又は資本的に密接な関係を有する個人および法人、当社の主要取引先（以下「当社等」）が、自動車修理業と保険代理店業を兼業するにあたり、当社等が行う取引のうち、お客さまの利益が不当に損なわれるおそれのある行為（以下「対象行為」といいます。）とします。

### 2. 対象取引の種類および特定方法

対象行為を次のとおり類型化し、取引内容、取引条件など個別の事情を斟酌し、お客さまの利益が不当に損なわれるおそれまたは当社グループが不当に利益を得るおそれがあると判断される場合に管理対象とします。

- (1) お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある下記取引
  - ・自動車修理業に関する費用の請求
  - ・レンタカー事業に関する費用の請求
  - ・レッカー事業に関する費用の請求
- (2) その他、当社等がお客さまの利益を不当に損なうおそれのある取引

### 3. 対象行為の管理方法

対象行為については、次のいずれかの方法により、お客さまの保護を適正に行うよう管理します。

- (1) 対象行為を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門の分離
- (2) 対象行為に伴い、当該お客さまの利益が害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法

### 4. 社内体制の確立

当社は、お客さまの利益が「利益相反のおそれのある取引」によって不当に損なわれることを防止するため、次のとおり社内体制を整備します。

- (1) コンプライアンス部門において利益相反管理統括者を設置し、「利益相反のおそれのある取引」を一元的に管理します。
- (2) 「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理するため、この方針に基づき、社内規程を整備します。
- (3) 「利益相反のおそれのある取引」に関し、役職員を対象に教育・研修を継続的に行い、法令、この方針および社内規程の徹底を図ります。
- (4) 「利益相反のおそれのある取引」の管理に係る社内体制の適切性および有効性を検証します。
- (5) お客さまの意向に反した取引が提供されないよう、お客さまの意向について記録に残し、実施状況について定期的にモニタリング等による検証を実施します。

## 利益相反管理規定

### 第1条（目的）

本規則は、当社および当社の役員もしくは使用人の他、当社と人的又は資本的に密接な関係を有する個人および法人、当社の主要取引先（以下「当社等」）が自動車修理業と保険代理店業を兼業するにあたり、保険契約および保険金支払いに関する利益相反を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、公正かつ透明な業務運営を確保することを目的とする。

### 第2条（定義）

利益相反行為とは、当社等とお客さまとの取引にあたりお客様の利益を不当に害する行為、および当社等と複数のお客さまとの取引にあたりいずれかのお客さまの利益を不当に害する行為をいう。

### 第3条（利益相反のおそれがある行為）

本規則における利益相反のおそれがある行為の類型は以下のとおり。

- お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある下記行為
  - 自動車修理業に関する費用の請求
  - レンタカー事業に関する費用の請求
  - レッカー事業に関する費用の請求
- その他、当社等がお客さまの利益を不当に損なうおそれのある取引

### 第4条（利益相反のおそれがある行為の管理）

本規則において、次のいずれかの方法により、お客さまの保護を適正に行うよう管理する。

- 対象行為を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門の分離
- 対象行為に伴い、当該お客さまの利益が害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する
- 対象行為については、当社文書保存規定に則り2年間記録を保管する

### 第5条（社内体制）

本規則において、コンプライアンス部門において利益相反管理統括者を設置し、「利益相反のおそれのある行為」を管理する。

### 第6条（費用の適切性の確認）

「利益相反のおそれのある行為」における費用（修理費用等）の適切性について、対象行為を行う部門以外の部門による検証を定期的実施する

### 第7条（内部監査部門による検証）

- 利益相反の実態および本規則の遵守状況について内部監査により、対象行為の記録を確認する。監査結果に基づき、是正措置および規則の見直しを行う。
- 監査により本規則違反が発覚した場合、是正措置を講じ、監査結果・是正措置について、経営層へ報告し、経営判断および方針策定に活用する

### 第8条（違反時の対応）

本規則に違反した場合は、社内規定に基づき懲戒処分を行う。違反行為が重大な場合は、法的措置を講じることがある。

### 第9条（教育・啓発）

当社は、社員および代理店スタッフに対し、検証結果や事例を踏まえた教育プログラムを定期的実施し、社員の本規則の内容を周知と意識向上を図るため、定期的研修を実施する。

### 附則

本規則は、2026年6月1日より施行する。